

第 2 章 各 論

第1節 NPO 法人いわて生活者サポートセンター

本節では、NPO 法人いわて生活者サポートセンターの設立から解散までの足跡をたどり、その目指してきたものは何であったか、社会に与えた影響は何であったか等について振り返ることを目的としている。

はじめに

NPO 法人いわて生活者サポートセンター(以下、サポートセンターと称す)設立趣意書には、設立の経緯を次のように述べている。

今日まで、私どもは「岩手県消費者信用生活協同組合」において消費生活上の"取引"や"契約"に関する相談、多重債務者の救済及び支援活動を行ってきました。しかし、ここ 1、2 年の間、離婚、相続など様々な家庭内の問題やトラブルの相談が急増しており、DV や児童虐待、不登校、ひきこもりなど、日本の経済状況や社会状況を反映した問題の相談も見られるようになっております。

これらの相談は、借金などお金の問題と複合するケースが多く、いくつかの専門的ノウハウを提供し解決を図る必要があると考えられます。そこで、特定非営利活動法人を設立することで、いくつかの要因が複合した問題に積極的に取り組んでいきたいと考えます。

(2002 年 6 月 3 日設立趣意書より)

借金や多重債務等の消費生活上の問題と、背後にある Domestic violence(以下、DV と称す)やギャンブル依存等の家庭内の問題を関連付けたことは、信用生協でのそれまでの経験に基づくものであった。しかし、当時、これらの問題を複合的に捉えた視点は先駆的であり、まだ広く認識されていなかった。

そして、設立当初の横沢善夫元信用生協理事長はサポートセンターと信用生協の関係を次のように述べている。

金融は手段だと思っていた。目的ではないなど。ツールの意味あい。貸付は返済してもらわないといけない。債権債務というイメージがずっとあった。それで苦労した時期もあった。有効に、生活に役立つような金融に徹したい。しかし、貸した以上は返してもらわないといけないし、その人の生活再建が成り立ってもらわないと困る。そうするとソフトウェアの話になる。その人の身辺についてどう関与していくか、アドバイスをす

るかだと思った。

それは別組織だ。たまたま、特定非営利活動促進法ができて、これだと思った。法律ができた2年後くらいにこのNPOを作った。その部隊をどう作ろうかと。信用生協は潤沢だったので、まるまる補助金でいいということでお金を送って、自由にやらせたというのが、NPOのそもそものきっかけだ。債権債務とはかかわりなくいろいろなアドバイスも伴走も橋渡しもできた。

さらに、同氏は家計管理支援をサポートセンターの事業の柱とした理由を次のように述べている。

気が付いたのは、キャッシュフローの概念を分からない人が結構いる。1か月の家計管理ができない人がいる。いること自体を信じられないと思えばこの話は終わりだが、家計管理は学校教育で扱わない。家計管理できない人がいることに気づいた。それで、1か月の家計の話し合いをして、領収証を集めるとか、足りなくなった理由を検証するとか。

特にギャンブルの相談が多かった。ギャンブルはやめられないので、ギャンブル依存症には貸すなというのが定説で、金融のイロハだが、私は条件付きで、貸せる人には貸したらいい。必ず家計管理に適任な人を連帯保証人（伴走者）として選任し、信用生協も手伝う。これがたいへんだったが、評価されたというのが特徴的だと思う。

(2019年8月30日インタビューより)

横沢氏のインタビューからは、サポートセンター設立当時は潤沢な信用生協の資金を活かしてNPO活動を展開していく方向であったことが伺えるが、藤澤俊樹元事務局長はその内情について次のように述べている。

サポートセンターが作られた目的は2つあった。ひとつは、多重債務を中心とした消費者が抱えている問題は、法的・金融的に解決する方法もあるが、お金の問題というのはそういう面だけではなくそこに付随する問題、例えば借金の原因になっている問題や、借金に伴って家族関係が崩壊しているといった、借金の付随する問題もある。そうした付随する問題や原因の問題まで信用生協が一気に取り組むのはたいへんだということで、法的・金融的解決は信用生協が、それ以外の心の部分はサポートセンターが解決する。つまり車の両輪となって、相談者の問題を解決するという趣旨。

(もうひとつは)、信用生協が貸付できるというのは、平成19年の消費生活協同組合法改正前は、大蔵省の通達で、共済事業の一環として貸付できるという根拠しかなかったので、通達がかわれれば、もしかしたら生協で貸付ができなくなるのではないかという懸念を、当時の経営陣は持っていた。そこで、もし通達が代わって生協の貸付が認められ

なくなった場合に、60億の貸付残高が浮いてしまう。それは困るので、NPOのほうも貸付ができるのであれば、避難場所として、貸付債権の引受先としてNPOを作っておいたほうが、緊急事態に対応できるという意味もあったようだ。(筆者中略)ただ、平成19年の法(筆者注・生活協同組合法)後は全然心配なくなった。

(2019年8月31日インタビューより)

従って、サポートセンターには、のちに2007年の生活協同組合法改正(2008年施行)によって生活協同組合による貸付事業が認められるまでの間に信用生協の貸付事業が機能不全に陥った場合のオルタナティブとしての役割を期待されていたと言えよう。

当時、サポートセンターの相談機関としての機能は、岩手県民・盛岡市民から期待を持って受け止められていた。2002年9月10日付岩手日報には「DV被害者総合支援を」「県内避難所の確保急務」の見出しと共に阿部和平元理事長のインタビュー記事が、2002年9月12日付盛岡タイムスには「消費生活のトラブル時はいわて生活者サポートセンターNPO法人に」の記事が、それぞれ掲載されている。

次に、サポートセンター各年次総会議案書に沿ってその足跡を見ていく。

1-1 第1期から第2期(2002年～2003年)——設立から事業の枠組み形成への模索

2002年9月、サポートセンターが岩手県より特定非営利活動法人の認証を得た。事務所を岩手県消費者信用生活協同組合(当時)の事務所内に開設し、2003年3月には新事務所をCFC第2ビル内に開設した。事務局運営体制は、事務局員兼相談員2名、相談ボランティア2名、専従シェルター管理スタッフ1名であった。当初の会員収入は210,000円、寄付金収入は2,180,000円であった。

事業は、非営利事業としてDV被害相談、DV被害者シェルター運営事業、身元保証事業と生活保護受給までのつなぎ資金等の貸付である生活支援事業で、営利事業として、信用生協からの委託を受けた家計相談・家計簿診断事業であった。

事業報告書には、第1期に家計簿診断事業は75件の委託・236,250円の収入があり、「家計簿診断事業を収益事業の柱として」いることが記されている。第2期には、家計簿診断は376件を受託して1,184,400円の事業収入を得ており、家計簿診断料が大きな収入源となっていた。

第1期の相談件数は、離婚、相続、契約等に関する相談が149件、第2期には623件に上り、DVや離婚、住宅ローンや多重債務、ギャンブル依存等、様々な問題が複合した相談

内容となっている。また、岩手県福祉総合相談センター、盛岡市福祉事務所、岩手県内地方振興局、岩手県警察など関係機関と連携を図りながら対応していた。

1-2 第3期(2004年度)——サポートセンター事業の枠組み形成への模索

第3期はギャンブル依存症問題対策に重点化していった時期である。総会議案書によると、「精神保健・精神福祉上のいわゆる依存症問題としてだけでなく、家庭崩壊の一因ともなっている多重債務問題や自殺問題も含んでいる」とされ、ギャンブル依存症対策の取組みが次々と展開されている。

この時期にはサポートセンターの事業の枠組みが明確になって来ている。図34に示すように、事業には3つの柱がある。1点目はDV被害者支援を中心とする家庭内の問題相談、2点目はカウンセリングルーム運営等によるギャンブル依存症問題対策支援で、これらの問題は重複するとされている。そして、3点目は生活保護費受給までの生活自立支援資金の貸付、DV被害者シェルター運営等である。

なお、同時期の事業の実施状況は、事務局運営体制は、相談員兼務経理事務2名、カウンセリングスタッフ2名、シェルター管理スタッフ1名。

離婚やDVなど、家庭内問題等に関する相談は309件、消費生活問題、財産・相続問題、多重債務等の経済的問題に関する相談は297件、生活自立に関する相談および支援（①生活自立資金支援②転居支援③就労支援）相談4件であった。

会員収入は1,055,000円、寄付金収入は132,144円であった。

1-3 第4期(2005年度)——子どもの虐待問題への取組み

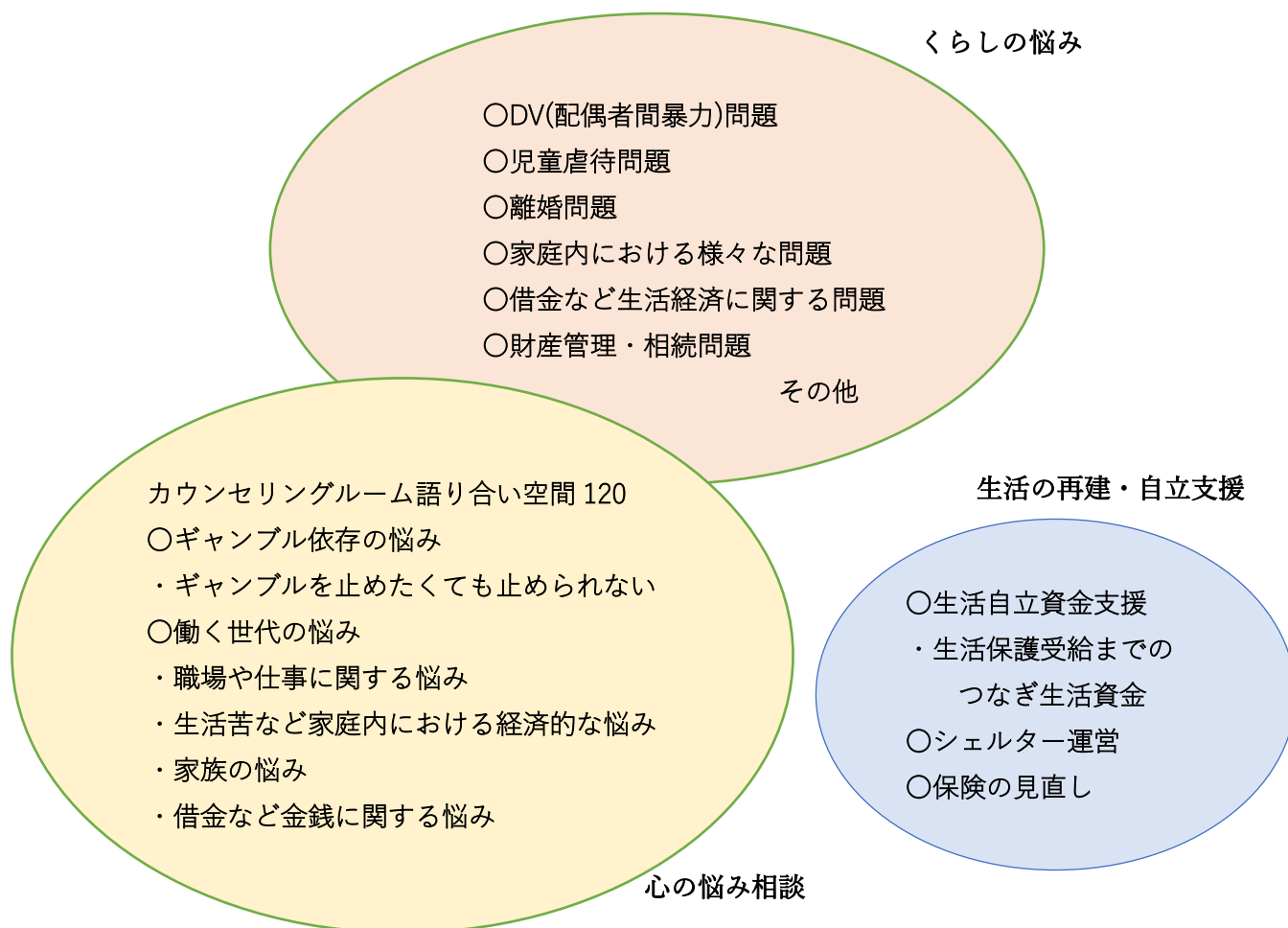
この時期、子どもの虐待問題および学校等でのいじめをテーマとした子どもの権利擁護推進事業を立ち上げ、弁護士有志グループの協力で、毎月1回「子どもの幸せを守る法律相談（無料）」を行った。また、岩手県福祉総合相談センター、盛岡市児童福祉課、弁護士有志グループ、そしてサポートセンターの4者による「いわて子どもの虐待問題等研究会」を発足させている。

ギャンブル依存症問題解決支援事業は2年目を迎え、岩手県福祉総合相談センターと共催で運営されていたカウンセリングルーム「語り合い空間120」は、サポートセンターのスタッフを中心に安定かつ専門性を帯びた活動がなされていた。

事務局運営体制は、専従事務局相談員2名、ボランティアスタッフ3名、カウンセリングスタッフ1名、生活支援スタッフ1名であった。第4期の収入は、会員収入735,000円、寄付金収入は1,962,169円、家計簿診断894,600円、語り合い空間会費170,000円、講師料

195,000 円、相談料 64,000 円となっている。

図 34 サポートセンター事業の概念図



出典：いわて生活者サポートセンター『第3回総会議案書』24頁より筆者作成

1-4 第5期(2006年度)——DV 被害者救済資金の創設

2006年7月より、岩手県配偶者暴力被害者自立支援事業の補助金によって、DV被害者支援の新たな取組みが始められた。2006年12月27日付の岩手日報は、「DVの被害者に支援金」の見出しで、岩手県総合相談センターの一時保護施設入所者が、サポートセンターの審査を通じて自立に際して必要な生活費等の給付を受け取れること、そして、施設を退所し、アパート等を確保する際の費用を信用生協が無金利無担保で融資する仕組みを作ったことを報じている。

ギャンブル依存症問題解決支援事業は、引き続き岩手県福祉総合相談センターとの共催で事業活動を行った。

子どもの権利擁護推進事業では、子どもの権利を守る弁護士有志グループの協力を得て「子どもの幸せを守る無料法律相談」を開催した。

事務局体制は、専従事務局兼相談員 2 名、ボランティアスタッフ 3 名、カウンセリングスタッフ 1 名、生活支援スタッフ 1 名であった。収入面では、委託事業である家計簿診断料と語り合い空間会費を併せて約 470 万円の収入があり、「サポートセンターの非営利事業における寄付金収入と会費収入、および委託事業である家計簿診断料が大きな収入源になっております」とされている(第 5 回総会議案書 7 頁より)。

1-5 第 6 期(2007 年度)——事務局体制の変化・会費の縮減と家計簿診断事

業の停止

第 6 期は事務局運営体制の変更によってサポートセンターが大きな変動を迎えた時期であった。事務局体制の変更の一因となった、職員の退職問題について阿部和元理事長は総会で次のように述べている。

「理事会内部での意思統一が難航し、同 1 月末にも臨時の理事協議会を開催するなどして意見調整して 2 月初めに信用生協の理事長との話し合いに臨んだが、職員の退職届は前日に決裁済みであったとの事実経過と、思うように信用生協側との協議が出来なかった」

(第 6 回総会議事録より)

また、6 月より事務所を引き払って信用生協の盛岡相談センター内に事務局を移転するとともに、事務局員 2 名が信川生協職員との兼任となった。この背景には、信用生協の収益悪化に伴ってサポートセンターの会費収入が減少したことが挙げられる。そのため、2006 年度は会員収入が団体からの寄付金収入が 2,330,000 円であったが、次年度の会費収入は 45 万円、寄付金収入 100 万円がそれぞれ目標とされ、959,902 円の赤字予算が組まれることになった。なお、収益事業の収入額は資料欠損のため不明である。

一方で、収益事業として行ってきた受託事業である「家計簿診断」と「利息計算」の 2 事業は 2008 年 5 月をもって終了となり、設立以来利用実績のない DV 被害者一時保護施設運営事業と身元保証事業は廃止の方向となった。

ギャンブル依存症問題解決支援事業「語り合い空間 120」は、新規の参加者は若干減少したが、参加のべ人数では昨年度よりも僅かに増加しており、安定した活動が継続できていた。

DV 被害者生活自立支援事業では、本年度も多くの DV 被害者の生活自立を支援した。特

に岩手県の補助金事業については、1月の段階で岩手県の予算をほぼ消化している。

「子どもの幸せを守る法律相談」は弁護士有志グループの協力によって本年度も開催した。

また、本年度を成年後見事業の調査・研究の年として、社団法人岩手県社会福祉士会主催の「成年後見人養成研修」や、岩手県主催の「高齢者・障害者の『積極的権利擁護』の推進に向けて」にサポートセンタースタッフが参加し、制度の概要と事業化へ向けての具体的なイメージづくりに取り組んだ。しかし、藤澤俊樹元事務局長によると、サポートセンターでの成年後見事業化は「実際に取り組んだ場合、公益的なものとなって事業としてはやはりペイしないということが大きかった」という理由で実現しなかった。

1-6 第7期(2008年度)——くらしとお金の安心相談事業の開始

2009年2月より、盛岡市との協働による「くらしとお金の安心相談事業」が開始された。同事業は、原則として、盛岡市内在住の様々な事情により生活が不安定な状況にある人からの相談を受けて、適切な社会福祉サービスや融資制度につなげ、必要に応じて寄り添いを行うもので、同年2～3月までの2ヶ月間で84件の相談を受けた。

ギャンブル依存症問題解決支援事業「語り合い空間120」は新規の参加者・参加者のべ人数ともに減少傾向にあった。

DV被害者支援事業では、同年度から増額された予算もほぼ消化するなど昨年度同様のニーズがあった。

岩手弁護士会子どもの権利を守る弁護士有志グループの協力により、「子どもの幸せを守る法律相談」を開催した。

成年後見事業の調査・研究を行い、2名のサポートセンタースタッフが「成年後見人養成研修」を修了したほか、岩手県や盛岡家庭裁判所主催の連絡会議に参加し、制度の現状や県内諸団体の事業化へ向けて動向などの情報収集を行ったが、コスト面などの課題も多く、事業化に向けての具体的な進展には至らなかった。

事務局運営体制は、事務局兼相談員4名、ボランティアスタッフ2名、カウンセリングスタッフ2名であった。会員収入は470,000円、寄付収入は1,114,067円であった。

1-7 第8期(2009年度)―くらしとお金の安心支援事業の展開

「くらしとお金の安心支援事業」は、当初、盛岡市と協働事業として始まったが、4月には盛岡広域 8 市町村との連携の中での事業展開となった。そのため、信用生協受託事業の北上と釜石の各信用生協相談センター内に新しくサポートセンターのサブセンターが設置された。これに伴い、相談員を増員したこともあって相談件数は大幅に増加した。

ギャンブル依存症問題解決支援事業「語り合い空間 120」は、盛岡の新規参加者は前年度との比較でほぼ横ばいであったが、参加のべ人数は増加し、参加者が着実に定着した。さらに、ギャンブル依存症問題解決支援事業サブセンターの立ち上げに伴い、北上と釜石の両会場で新グループ「語り合い空間 90」を1月に立ち上げ、北上では順調に参加者が増えつつあったが、釜石の参加者は伸び悩んでいた。

また、厚生労働省の社会福祉推進事業補助事業である「生活不安定世帯の家計調査・分析」に取り組んだ。過去にサポートセンターが信用生協に委託されて家計簿診断を実施し 500 名に対して調査・分析を行い、多重債務者等が家計を改善してゆくための指標を作成するものであった。

生活自立支援事業では、新たに子からの暴力（高齢者虐待）のケースに対して貸付を行っている。利用残高件数は4件で、2件は順調に返済、残る2件は延滞中であった。

事務局運営体制は、事務局兼相談員 6 名、ボランティアスタッフ 1 名、カウンセリングスタッフ 2 名で、会員収入は 461,000 円、寄付金は 1,222,226 円であった。

1-8 第9期(2010年度)―東日本大震災の発災と会員収入・寄付金の激減

2010年3月11日、東日本大震災が発災する。サポートセンターへの影響として、津波によって釜石の相談拠点が全壊し、3月12日以降の相談活動が実施できない状況が発生した。

くらしとお金の安心支援事業の枠組みの中で岩手県から受託した「多重債務者等生活再建支援モデル事業」および盛岡市から受託した「生活再建支援事業」を展開し、相談件数が大幅に増加した。

自殺防止対策事業では、盛岡広域 8 市町村および信用生協との共催により、自殺防止対策セミナーを開催した。行政の自殺対策委員会等から協力依頼が相次ぎ、行政と協力した自殺対策に取り組んだ。

サポートセンターの自殺防止対策事業は当時の新聞でも広く取り上げられ、岩手日報には自殺対策支援センターライフリンク(東京都)が設立した自殺対策全国民間ネットワークにサポートセンターが参加したこと(2010年9月11日付)、また、サポートセンターの主催でNPO法人あきた自殺対策センター蜘蛛の糸・佐藤久男理事長を招いて自殺防止対策セミ

ナーを開催し、盛況だったことを報じている(2011年12月9日付)。

盛岡で実施しているギャンブル依存症問題解決支援事業「語り合い空間120」は本人参加者数の減少傾向が見られ、釜石においては、ギャンブル依存症カウンセリングに代わる家計サポートセミナーを実施している。

生活自立支援事業の被害者への貸付事業では新規利用者はなかった。貸付利用残高件数は4件あるが、返済が滞りがちになっているため、文書による督促を行う。岩手県の補助金事業については予算内で8件の給付を行う。緊急支援資金では58件の融資を行い、うち27件は期中の償還を受ける。

事務局体制は、専従事務局兼相談員5名、ボランティアスタッフ1名、カウンセリングスタッフ2名、会費収入は371,000円、寄付金は100,150円であった。

1-9 第10期(2011年度)——パーソナルサポート事業の受託

4月11日、岩手県からのパーソナルサポート(いわて求職者個別支援モデル)事業を開始した。年間を通した利用者は5545名となり、このうち、支援対象者は297名で、うち就職決定件数が135件であった。

1月にはサポートセンター、信用生協、宮古で相談支援を行っているNPO法人くらしのサポーターズと石橋乙秀弁護士の4者で生活再建支援機構いわてを結成した。一般社団法人社会的包摂サポートセンターが厚生労働省から受託した「よりそいホットライン」の地域センターとして、電話相談に対応している。

自殺防止対策事業では、自殺対策に取り組む民間団体の交流が続けられており、2011年度は第7回の交流会が盛岡で開催された。サポートセンター事務局長が交流会の実行委員長兼事務局長に就任し、事務局機能を担った。交流会には過去最多となる約200名が参加した。

盛岡の「語り合い空間120」のほか、北上でグループ「語り合い空間90」に取り組んだが、前年度の全体の延べ参加者と比べると減少傾向にあった。

生活自立支援事業の内、暴力被害者への貸付事業には新規利用者がなく、貸付利用残高件数は2件で、岩手県の補助金事業は予算内で2名の方へ給付を行った。緊急支援資金は今期106件の融資を行い(前年比48件増、同182%)、うち62件は期中の償還を受けた。

事務局運営体制は、専従事務局相談員4名・ボランティアスタッフ1名・カウンセリングスタッフ2名で、会員収入289,000円・寄付金収入211,810円であった。

1-10 第11期(2012年度)——パーソナルサポート事業の充実

パーソナルサポート事業には引き続き多数の利用者があった。今年度は宮古市に拠点を置くNPO法人くらしのサポーターズに事業を再委託し、相談支援を実施した。さらに、久慈地区、二戸地区でも県の合同庁舎を会場にして出張相談会を毎週1回開催し、それぞれ、多数の相談を受ける。また、パーソナルサポート出前講座は、講座ごとの累計参加者が1,096名、参加者実数で107名を数えた。

岩手県から信用生協が受託した多重債務者等生活再建支援モデル事業および盛岡市から受託した生活再建支援事業が2011年度で終了したことから、くらしとお金の安心支援事業実施体制は、相談事業部(相談員1名)での事業展開となり、相談件数が大幅に減少した。

7月から釜石市から委託された「被災者よりそい型生活再建支援事業」を「あすからのくらし相談室・釜石」の名称で事業展開を開始した。

自殺防止対策事業では、自殺対策に関する行政・全国の民間団体との連携が進み、今年度においても行政と連携した自殺対策に取り組む。また、ゲートキーパー養成講座等の講師依頼が岩手県内の自治体や岩手医科大学等から複数あった。

ギャンブル依存症問題解決支援事業では、盛岡で実施している「語り合い空間120」の参加者が増加し、北上でも増加傾向が見られた。

生活自立支援事業のうち、暴力被害者への貸付事業では新規利用者はなかった。貸付利用残高件数は2件あったが、返済は滞りがちになる。岩手県の補助金事業については予算内で2名へ給付を行った。緊急支援資金は今年度運用を停止し(のちに制度廃止)、返済がないもの全件について償却処理を行う。

また、岩手県社会福祉協議会職員、信用生協職員等を対象に家計再建支援のノウハウに関する研修を実施している。

認定NPO法人、適格消費者団体の認定に向けた取り組みを行うも、前年度に続いて要件調査等に留まった。

事務局体制は相談員9名、事務員2名、相談ボランティアスタッフ1名、カウンセリングスタッフ6名で、会員収入274,000円、寄付金収入577,818円であった。

1-11 第12期から第13期(2013年度～2014年度)——被災者支援の取組

みとパーソナルサポート事業の展開

被災地支援では、関係団体が「盛岡復興支援ネットワーク」として定例会等を通して連携して支援を展開できるよう取り組みを進めた。さらに、被災者よりそい型生活再建支援事

業「あすからのくらし相談室・釜石」の利用件数は2,832(実相談者数177名)、支援者数で117名、うち就職決定数は5名であった。さらに、地域住民の孤立化防止のため、「あすくら友の会」を開催し、交流の場を提供する。「あすくら友の会」は観桜会や復興状況見学会等を開催し、「あすくら・釜石セミナー」には30名の参加があった。地域での人材育成を目的に「よりよく生きる！釜石サポーター講座」を開催し、合計100名の参加者があった。

パーソナルサポート事業は、沿岸広域振興局管内がサポートセンターの担当から外れたが、実質的には利用者は増加した。さらに、久慈地区、二戸地区でも岩手県の合同庁舎で出張相談会を開催し、多くの相談を受けた。出前講座を久慈市などで実施し、パーソナルサポート講座には多数の参加があった。

くらしとお金の安心支援事業では、相談事業部(相談員1名)での事業展開を行い、相談件数は、前年同様または減少傾向の相談件数であった。

自殺防止対策事業では、第10期以降サポートセンターの独自事業の展開よりも、行政や民間団体との連携に重点をシフトさせている。他方で、北東北(岩手県、秋田県、青森県)においては民間団体の交流が続けられており、2014度は第10回交流会が久慈市で開催された。この交流会では、サポートセンターが事務局機能を担い、230名の参加を得て意見交換と交流を深めた。さらに、岩手県の自殺対策関係団体のネットワーク化に取り組み、14団体を構成メンバーとする組織の立ち上げがなされた。

ギャンプル依存症問題解決支援事業では、岩手県の自殺対策緊急強化事業補助金によって年間を通してグループカウンセリングを実施した。盛岡の「語り合い空間120」および北上、釜石においても、延べ参加者の若干の増減が見られた。第13回総会議案書には「従来からの継続的参加者が卒業していく中で、新規の参加者の参加継続が維持できなかった」と減少要因を分析している。

生活自立支援事業のうち、第13期には暴力被害者への貸付事業で新規利用者がなかったが、貸付利用残高件数は2件、返済は滞りがちになっている。岩手県の補助金事業については予算内で4名～6名に給付した。

また、フードバンク東北やフードバンク岩手の協力を得て食料支援を開始している。

第13期には岩手県からの委託事業として、知的障がい者等金銭管理支援調査研究事業を実施し、知的障がい者への金銭管理支援の在り方研究(盛岡地域知的障がい者支援者チーム)、精神障害者及び発達障がい者への金銭管理支援の在り方研究(北上市障がい者自立支援協議会チーム)、特別支援学校金銭管理指導改善研究チームの3つの研究部会を組織し、調査研究を進め、それぞれ複数回の部会を開催して、報告書にまとめた。

この時期の事務局体制は、相談員13名、事務員1名、相談ボランティアスタッフ1名、カウンセリングスタッフ7名で、第11期の会員収入110,000円・寄付金収入1,312,618円であったのに対して第12期の会員収入174,000円・寄付金収入45,307円に留まっている。

1-12 第14期から第15期(2016~2017年度)——生活困窮者自立支援事

業の受託

盛岡市からの委託によって生活困窮者自立相談支援事業を開始する。2015年4月の生活困窮者自立支援法の施行に伴って、盛岡市役所分庁舎に相談窓口が開設されて以来、相談者が殺到する状況が続いた。社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付の際のプラン策定等の新たな事務を担うことになる。殺到する相談者と新たな事務で、対応に苦慮する状況が秋口まで続いた。従前に比べ下回ってはいるものの、寄り添い伴走型の支援のニーズが高かった。

くらしとお金の安心支援事業は相談事業部(相談員1名)で事業展開を行い、相談件数は大幅な増加となっている。相談内容の傾向としては、依存(のめり込み)問題が大きな割合を占めた。

ギャンブル依存症問題解決支援事業では、盛岡と北上で実施している「語り合い空間」を継続して実施した。釜石ではセンターの閉鎖により実施しなかった。新規の相談自体は増加傾向にあるものの、グループカウンセリングへの参加者数減少ないし横ばい傾向にあった。

自殺防止対策事業では、自殺対策に関する行政・全国の民間団体との連携を図り、2015年度においても県内行政関係の委員会で自殺対策について積極的に提言する等行政と連携した自殺対策に取り組んだ。岩手県の自殺対策関係団体のネットワーク化に取り組み、岩手弁護士会貧困問題対策委員会、岩手県司法書士会の専門家の加入があり、組織が拡大した。

生活自立支援事業では、4件の給付を実施した。貸付事業の利用残高件数は2件あるが、返済は滞っている。

適格消費者団体の認定に向けた取り組みは、関係団体の協力が得られず、進捗はあまり見られなかった。

事務局体制は、相談員8名、事務員1名、カウンセリングスタッフ3名であった。第14期の会費収入は154,000円・寄付金収入700,000円・生活支援金9,991円であった。第15期は資料欠損のため不明である。

1-13 第16期(2018年度)——生活困窮者自立支援相談事業の受託停止と

サポートセンターの解散

盛岡市より受託した生活困窮者自立相談支援事業の年間の新規相談件数および支援実績とも前年度から半減しているが、第16期総会議案書では、就労を通じた「社会参加等、経

済的・社会的な自立に向けた支援は一定程度の成果を上げた」と総括されている。

くらしとお金の安心支援事業は、相談体制の変更（専従相談員の不在）の中での事業展開を行い、相談件数が年間の合計で新規の相談者数が前年比マイナス 86%の大幅な減となっている。相談内容の傾向としては、依存（のめり込み）問題が大きな割合を占めていた。

2 月には、「盛岡市くらしの相談ネットワーク会議」が開催され、サポートセンターと連携を図っている 79 団体（昨年度 73 団体）の参加のもと、会議の継続と連携の強化が確認された。

ギャンブル依存症問題解決支援事業では、盛岡で実施している「語り合い空間 120」の延べ参加者は前年度と同数であったが、北上においては、延べ参加者が減少した。第 16 期総会議案書には、「新規の相談自体を受け付けることが難しく、それに伴い、グループカウンセリングへの参加も減少傾向にある」とされている。

生活自立支援事業は 2018 年度をもって終了した。

事務局体制は、相談員 9 名、相談兼事務員 1 名で対応、会費収入 20,000 円・寄付金収入 142,000 円であった。

結びにかえて

上述したように、当初サポートセンターの業務の柱は、信用生協からの委託事業である家計簿診断事業にあったが、同事業について藤澤俊樹元事務局長は次のように述べている。

家計診断は、ソフトに入力していた。延滞もあるので家計をきちんとやろうということにして職員が FP の資格を取った。FP 有資格者がサポートセンターに出向し、サポートセンターが家計診断を専門に行うことにした。キャッシュフローをして、数年後の姿を描いた。信用生協から 1 件いくらという受託料を得ていたので収益事業になった。精緻にキャッシュフローをつくったが、鉛筆をなめるようなケースが相次いだので、サポートセンターはやらないことになった。

(2019 年 8 月 31 日インタビューより)

相談者が信用生協から貸付を受けるために、実際とは異なる家計簿を作成する事例があったことが、サポートセンターでの家計簿診断事業を中止に至るきっかけという認識であった。

しかし、サポートセンターの果たした社会的役割はその先駆性において評価されるべきであろう。その理由として 2 点が挙げられる。

1 点目は、社会的課題に対する即応性である。サポートセンター発足当時、借金問題は個人の責任として捉えられ、背景にある家庭の問題—DV やギャンブル依存等—にまで視野に

入れた支援はほとんど見られなかった。なかでも、DV問題では岩手県との協働で、DV被害者の生活費等給付の審査を担い、施設退所後の住居費を無金利無担保で信用生協が融資するという仕組みを作った。DV被害者にとって生活を再建することは容易ではない中、金融面でのサポートを受けられる仕組みは国内で前例を見ないものであった。

また、ギャンブル依存症を借金問題と家庭内問題の重複する視点から捉えて、ギャンブル依存症問題解決支援事業（「語り合い空間 120」）としてグループカウンセリングを開始し、サポートセンターの解散後まで継続している。

2点目は、行政機関や岩手県内外のNPO法人等の関係機関と緊密な関係を築き、ネットワークを作って新たな人材を育てたことである。例えば、サポートセンターが受託したパーソナルサポート事業元相談員の山屋理恵氏は現在、NPO法人インクルいわて理事長として母子世帯等を対象とする支援を行い、同じく吉田直美氏は現在、NPO法人あすからのくらし相談室・盛岡で生活困窮者支援にあたっている。このように、サポートセンターの事業に関わりを持った人材は、岩手県の困窮者支援活動の基盤となって行った。

さらに、現在では信用生協において貸付と相談というかたちで引き継がれている家計相談支援事業は、信用生協モデルとして2007年の多重債務問題改善プログラムで高く評価され、各地の生活協同組合による貸付事業と相談事業が両立した事業展開につながった。

サポートセンターの家計相談活動が、後に生活困窮者自立支援法の家計相談支援事業（現・家計改善支援事業）の原型として結実したように、サポートセンターの功績は岩手県内に留まらず全国に波及していったと言えよう。